

3.9.2 事業振興室

中期計画期間全体

目 標

- (1) 通信・放送事業者への助成等については、業務に規定する各法律に基づいて国が策定する基本方針等に従い実施する。
- (2) 事業支援メニューについて、分かりやすい総合的な案内をホームページ (HP) で公開する。
- (3) 助成金 (利子助成金を含む。) 交付業務業務については、標準的な事務処理期間を定め、事務処理と支援の迅速化を図る。
- (4) 通信・放送新規事業助成金について、助成制度の広報の充実を図る。また、採択における的確性及び透明性を確保するため外部評価委員会を設置し、その評価により応募の中からより大きな効果が得られると認められる案件に助成する。
- (5) 債務保証及び利子補給業務については、標準的な事務処理期間を定め、事務処理と支援の迅速化を図る。保証料率については、政策的支援の必要性を踏まえリスクを勘案した適切な水準とする。
- (6) 出資業務については、投資事業組合を通じて、情報通信分野における創造性、機動性豊かなベンチャー企業の発掘・支援育成を図る。また、透明性を高める観点から、投資事業組合の財務内容を毎事業年度公表する。

目標を達成するための内容と方法

- (1) 通信・放送事業者への助成等については、業務に規定する各法律に基づいて国が策定する基本方針等に従い実施することとし、中期計画修了時に業績評価を行い、業務の改善に反映させることにより、効果的・効率的に業務を実施するとともに、評価結果を HP 等で公表する。
- (2) 情報通信分野の事業支援メニューについて、利用者の利便性向上と利用促進のため、分かりやすい総合的な案内を HP で公開する。掲載内容は、随時更新を行い、充実を図る。
- (3) 助成金 (利子助成金を含む。) 交付業務については、申請又は公募締切から助成金の交付決定までに通常要する標準的な事務処理期間は以下のとおりとし、事務処理と支援の迅速化を図る (通信・放送新規事業助成金：公募締切から 80 日以内、電気通信基盤利子助成金：申請から 30 日以内)。
- (4) 通信・放送新規事業助成金については、地方での説明会の開催、情報通信ベンチャー支援センター、ベンチャー支援団体等との連携、年度当初における公募予定時期の周知を行う。採択における的確性及び透明性を確保するため、外部評価委員会を設置する。毎年度、申請者に対しアンケートを実施し、次年度以降の運用等の改善に反映させる。採択案件の実績について、情報通信ベンチャーの創出の観点から助成事業者数等を勘案して評価を行い、結果をその後の業務運営の改善に反映させる。
- (5) 債務保証及び利子補給業務については、通常要する標準的な事務処理期間は、債務保証については 45 日以内、利子補給については 15 日以内とし、事務処理と支援の迅速化を図る。債務保証の保証料率については、信用基金の剰余金の状況も踏まえ、料率を決定する。
- (6) 出資業務については、投資事業組合を通じて、情報通信分野における創造性、機動性豊かなベンチャー企業の発掘・支援育成を図る。本業務に係る出資に当たっては、収益の可能性がある場合等に限定して実施するとともに、透明性を高める観点から、HP において、投資事業組合の財務内容 (貸借対照表、損益計算書) を毎事業年度公表する。

特 徴

当室の業務は、ベンチャー企業に対する助成金交付業務及び債務保証、利子補給などの政策金融業務であり、法律や国の基本方針に基づく適正な執行が求められている。

今年度の計画及び報告

今年度の計画

- (1) 当機構の HP において、情報通信分野の事業支援メニューの総合的な案内を公表する。記載内容については、フロー図や表を用いて、分かりやすい内容とするよう努める。また、制度についての疑問に対応するための Q&A や制度活用事例等支援実績の掲載、申請書様式の電子ファイルのダウンロードを可能とするなど、利用しやすいページ作りを行う。各支援策の担当室の電子メールアドレスを公開し、支援内容について電子メールによる照会を可能とする。随時、必要な更新を行うとともに、年度末に全体の見直しを行い、内容の充実を図る。
- (2) 助成金 (利子助成金を含む。) 交付業務については、中期計画において定めた標準処理期間の範囲内での事務処理に努め、年度終了時に、実施状況を確認する。
- (3) 通信・放送新規事業助成金については、地方での説明会を実施する。また、年間の公募予定時期は、年度当初に HP にて周知する。公募時には、情報通信ベンチャー支援センター、ベンチャー支援団体等と連携して周知を行う。公募期間は、特段の事情がない限り 1 か月以上とする。外部評価委員会を設置し、客観的な審査に基づく公平な案件採択を行う。また、交付決定事業については HP で公表する。申請者に対してアンケートを実施し、次年度以降の運用等の改善に反映させる。平成 16 年度採択案件の実績について、平成 17 年度当初に情報通信ベンチャーの創出 (事業化の達成等) の観点から評価を行うための準備を行う。
- (4) 債務保証及び利子補給業務については、中期計画において定めた標準処理期間の範囲内での事務処理に努め、年度終了時に実施状況を確認する。債務保証の保証料率については、信用基金の剰余金の状況を踏まえ、料率を決定する。
- (5) 出資業務については、民間と共同出資して設立したテレコム・ベンチャー投資事業組合のアドバイザー委員会 (年 2 回)、出資者総会等において、業務執行組員よりベンチャー企業の発掘・支援育成に関する状況把握を行うとともに、業務執行組員に必要な要請を行う。投資事業組合の出資については、収益の可能性がある場合等に限定して実施するよう業務執行組員に要請する。また、HP において、同組合の貸借対照表、損益計算書を公表する。

今年度の成果

- (1) 事業支援メニューについては、当機構へ移行時に全面的に更新し、分かりやすい案内に努めている。また、Q&A や制度活用事例等支援実績の掲載、照会等のためのメールアドレスの公開など年度計画に列記した内容を掲載している。
- (2) 助成金 (利子助成金を含む。) 交付業務については、通信・放送新規事業助成金については中期計画において定めた標準処理期間 80 日以内で交付決定を行った。利子助成金についても、標準処理期間 30 日以内に事務処理を実施した。
- (3) 通信・放送新規事業助成金の公募に際しては、総合通信局と連携して 4 月に全国 8 か所で説明会を開催したほか、年間の公募予定を年度当初に HP と報道発表資料に掲載するとともに、募集の都度 HP での周知、情報通信ベンチャー支援センター・中小企業庁・ベンチャー支援団体のメールマガジンの活用等各団体と連携した周知に努めた。公募期間は、第 1 回は 1.5 か月、2 回目以降は 1 か月とした。また、7 月にベンチャーキャピタルを対象とした説明会の開催、ベンチャーキャピタルへの個別周知を総務省、総合通信局と連携して実施した。案件採択は、外部の有識者・専門家による通信・放送新規事業助成金の評価委員会を設置し、その評価に基づいて採択するとともに、交付決定事業については HP で公表した。また、1 月に申請者に対しアンケートを実施した。実績については、平成 17 年度当初に情報通信ベンチャーの創出 (事業化の達成等) の観点から評価を行うための準備を行った。なお、平成 17 年度の公募に際しては、3 月中に総合通信局等と連携して全国 14 か所で説明会を開催した。
- (4) 債務保証業務については、HP、情報通信ベンチャー支援センター等を通じて周知に努めたが、申請に至った案件は期間中なかった。また、信用基金の状況を踏まえ、関係する業務方法及び規程において料率の上限を定めた。利子補給業務については、標準処理期間内に事務処理を実施した。
- (5) 出資業務については、テレコム・ベンチャー投資事業組合の業務執行組員に対して、4 月、9 月、3 月に開催されたアドバイザー委員会及び 11 月に開催された出資者総会に出席し、状況把握を行うとともに、これらに合わせて効率的・効果的な投資及び収益の可能性が有る場合等に限定した出資を要請した。なお、HP において、同組合の貸借対照表、損益計算書を公表した。